

令和6年 第6回農業委員会議事録

令和6年6月25日午前10時00分に第6回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹 原 哲	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
10 番 後 藤 一 彦	11 番 本 間 俊 悦	12 番 伊勢村 孝 之
13 番 石 川 富士太郎	14 番 笹 原 光 政	15 番 小 松 栄 作
16 番 齋 藤 吉 勝	17 番 山 口 栄 子	18 番 鈴 木 藤 光
19 番 星 川 礼 子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

6 番（西塚 孝也） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

1 番（笹原 哲） 3 番（沼澤 克己） 12 番（伊勢村孝之） 15 番（小松 栄作）
16 番（齋藤 吉勝）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長補佐	田中 誠	事務局係長	渡辺 美由紀
事務局主事	菅野 幹太		

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第11号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報第12号	農地法第4条第1項第8号該当確認願について
報第13号	令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価について
議第18号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第19号	非農地証明願について
議第20号	農地法第4条の規定による許可申請について
議第21号	尾花沢市農用地利用集積計画について

令和 6 年 第 6 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 6 年第 6 回通常総会を 6 月 25 日（火）市役所大会議室において午前 10 時 00 分より開会した。

（事務局 田中局長補佐）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 田中局長補佐）

ご着席ください。1 番笹原哲委員、3 番沼澤克己委員、12 番伊勢村孝之委員、15 番小松栄作委員、16 番齋藤吉勝委員より欠席する旨、6 番西塚孝也委員より遅れる旨の連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 13 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさんおはようございます。今年は雪が少なく、春先から水不足が心配されましたけれども、ここにきてようやく雨が降りみなさんもほっとしていることと思います。この雨が被害の出るような雨にならないようお願いしたいところでありますけれども、もう少し、作物が育つように降ってもらいたいと思うところです。今日はよろしくをお願いいたします。

（事務局 田中局長補佐）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

これより令和6年第6回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、8番星川敬夫委員、9番大崎清孝委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。はじめに、報第11号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、報第 11 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書 1 頁と 2 頁をご覧ください。案件は 5 件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人へ売買するものが 3 件、同人へ売買するものが 1 件、未定が 1 件です。

以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第 10 条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第 11 号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第 12 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号該当確認願について」を上程いたします。現地調査第 3 班主任、西塚孝也委員の報告・説明を求めます。

(6 番 西塚孝也委員 報告・説明)

(議 長)

只今、西塚委員より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第12号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第13号「令和5年度推進委員等の最適化の活動の目標に対する点検・評価について」を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

田中事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、私より報第13号「令和5年度推進委員等の最適化活動の目標に対する点検・評価について」ご報告申し上げます。

1 農業委員会の状況、2 最適化活動の実施状況、3 事務の実施状況と大きく3つに分かれております。

議案書の8頁をご覧ください。報告様式が縦頁になっておりますので、議案書を縦にしてご覧ください。1つ目、農業委員会の状況でございます。令和6年4月1日現在と表記されておりますが、主だった数字につきまして、2020年の農林業センサスより記載しています。

頁をめくりまして、9 頁をご覧ください。2 の最適化活動の実施状況についてです。1 最適化活動の成果目標のうち、(1) の農地の集積についてです。それぞれ①が現状及び課題、②が目標、③が実績となっています。実績の今年度の新規集積面積は農業委員と推進委員が農地の集積に係わった数値を記載しています。全体では3,623 ha となっています。前年度の集積率67.3%から69.1%に集積率が上がったという状況です。

続いて、(2) の遊休農地の発生防止・解消について、9 頁から10 頁にかけて記載しております。それぞれ、①が現状及び課題、②が目標、③が実績となっています。③の実績ですけれども、5 年度の緑区分の遊休農地の解消目標は0.1 ha となっています。5 年度の目標に対する達成状況は、2.3%というところでございます。黄色区分に関しましてはありませんので空欄、ゼロとなっています。④のその他で、先ほどの農地の利用状況調査を受けまして、1 号遊休農地の面積が15.0 ha となっています。前年度と比べまして、0.1 ha の増でございます。農業委員会の点検結果として、農地パトロール（利用状況調査）の実施と農業委員、農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査以外の農地パトロール、巡回活動を行っている、その成果と捉えております、

続いて、下に移りまして、「(3) の新規参入の促進について」でございます。こちら、10 頁から11 頁にかけてでございます。それぞれ現状及び課題、目標、実績となっています。新規参入者の実績のところの、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積が5.3 ha ということで、目標の31.2 ha に比べまして、17%というようなことでございます。参考として、新規参入者の参入状況ですが、参入経営体数は5、取得面積は5.3 ha となっております。

2 の最適化活動の活動目標ということで、1 人当たりの活動日数の目標到達を定めておりました。活動強化月間は、目標では10 月から12 月にかけて、地域計画の話し合いを通じて農地の集積・集約化作業を行うとしておりました。実績のところでございますが、こちら活動強化月間の設定回数3 回ということで、取り組んだ時期が令和5 年11 月、令和6 年の2 月、3 月というようなことでございます。こちらは地域計画等の話し合いを通じて取り組んだとしております。

続いて12 頁をご覧ください。(3) 新規参入相談会への参加についてでございます。こちらの目標としては2 回としておりましたが、調整がつかず、参加は0 となっております。

その下の、全体的な目標達成状況の評語ですけれども、目標に対して期待どおりの結果が得られたとしております。推進委員等の点検・評価結果につきましては、目標に対し期

待を上回る結果が得られた、要するに活動日数の部分ですけれども、こちらが14人、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が2人、目標に対して期待をやや下回る結果となった方が13人ということでございます。なお、昨年7月に改選がありましたけれども、引き継いだ形で集計しておりますので、全体の人数は29人ということでございます。

最後、13頁が事務の実施状況ということでございます。総会、部会の開催実績、農地法第3条に基づく許可事務、転用に関する事務、違反転用への対応で、こちらはそれぞれ記載のとおりでございます。なお、総会の開催が合計で13回、7月に2回と記載されておりますが、これは改選に伴う臨時総会を含めた内容としております。以上で報告を終わります。

（議長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第13号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議長）

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（事務局 挙手）

（議長）

渡辺係長。

(事務局 説明)

議第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。議案書 14、15 頁です。

所有権の移転が 3 件、賃貸借権の設定が 1 件、使用貸借権の設定が 1 件です。14 頁の No. 1 から No. 3 までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、相手方の要望によるものが 1 件、所有者の耕作不便によるものが 1 件、渡し人、受け人の共有地の持ち分の贈与が 1 件です。

14 頁、No. 4 は賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の高齢化による経営縮小によるものが 1 件です。

15 頁、No. 5 は使用貸借権の設定です。申請事由としては、親子間の貸借のための設定が 1 件です。

No. 1 から No. 5 は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第 18 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第１９号「非農地証明について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限により、
４番 五十嵐純一委員の退席を求めます。

（４番 五十嵐委員 退席）

（議 長）

それでは、議第１９号申請番号１番から３番まで、現地調査第２班主任、星川敬夫委員
の報告・説明を求めます。

（８番 星川委員 報告・説明）

（議 長）

次に、申請番号４番について、現地調査第３班主任、西塚孝也委員の報告・説明を求め
ます。

（６番 西塚委員 報告・説明）

（議 長）

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（休憩を求める声あり）

（議 長）

暫時休憩といたします。

休憩 １０：３１

再開 １０：４１

（議 長）

再開いたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

4番 五十嵐純一委員復席願います。

(4番 五十嵐委員 復席)

(議 長)

次に、議第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

現地調査第3班主任、西塚孝也委員の報告・説明を求めます。

(6番 西塚委員 報告・説明)

(議 長)

只今、西塚委員より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 20 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 21 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第 21 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。議案書 39 頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借 1 件、農地中間管理機構の転貸 4 件、所有権移転 4 件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で面積が 4.6 ha、農振農業施設用地が 8.8 a、農振区域外が 7.7 a です。

続いて対象人数は、賃貸借設定が出し手 1 名、受け手 1 名、転貸が出し手 4 名、受け手 4 名、所有権移転が出し手 4 名、受け手 4 名です。合計は出し手が 9 名、受け手が 9 名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3 年から 5 年が 1 件で 1.7 a です。転貸は 10 年以上が 4 件で 1.3 ha です。

10 a 当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

40 頁からは、個別状況になります。

ただ今説明いたしました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願ひい

たします。

（議 長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 21 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和 6 年第 6 回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前 10 時 48 分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和 6 年 6 月 25 日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____